

オリコン株式会社

定 款

平成11年10月01日 会社設立  
平成12年03月16日 改定  
平成12年05月08日 改定  
平成12年06月26日 改定  
平成13年06月28日 改定  
平成14年06月26日 改定  
平成15年06月26日 改定  
平成16年06月25日 改定  
平成17年06月24日 改定  
平成18年06月27日 改定  
平成21年06月26日 改定  
平成25年04月01日 改定  
平成25年06月26日 改定  
令和04年06月22日 改定

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、オリコン株式会社と称し、英文では、Oricon Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種データランキングの企画、制作及び提供
2. データベースによる音楽、映像、コンピュータソフトウェア、ゲーム、テレビ、ラジオ等の情報の収集及び提供
3. レコード原盤の制作、保有、管理及び輸出入
4. 著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、実施・使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
5. 情報配信システムの企画、開発、制作、販売、賃貸及び保守
6. インターネットのホームページの企画及び立案
7. 各種情報の収集、処理、分析業務
8. 電気・通信機器及びコンピュータソフトウェアに関する情報、資料の収集及び販売
9. 広告、宣伝に関する業務及び広告代理業
10. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したもの）の企画、開発、商品化権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
11. 投資事業組合財産の運用及び管理
12. 音楽、映像、コンピュータソフトウェア、ゲーム、テレビ、ラジオその他の制作物の品質の評価及び売れ行きの予測並びにそれらの情報の提供
13. インターネット等の通信ネットワークを利用した情報配信サービス及び情報提供サービス
14. ニュースリポート、雑誌その他の印刷物、電子出版物の企画、制作及び販売
15. イベントの企画及び実施
16. インターネットによる音楽、コンサート、映画、演劇、スポーツイベント等のチケットの販売
17. レコード、ミュージックテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、ビデオディスク、デジタルヴァーサタイルディスク等の音楽ソフト、映像ソフトの製造、販売及び輸出入
18. コンピュータソフトウェアの企画、開発、制作、販売及び賃貸
19. 環境の調査及び解析の受託
20. コンピュータ及びその周辺機器、通信機器の企画、開発、製造、販売、賃貸及び輸出入

21. 投資業及び投資助言・代行業
22. 損害保険代理及び生命保険募集に関する業務
23. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
24. 総合リース業
25. 医薬品及び医薬部外品の販売
26. 化粧品の販売
27. 衣料品及びアパレル製品の企画、製造、販売及び輸出入
28. 食料品、健康食品及び酒類の製造、販売及び輸出入
29. 日用雑貨の企画、製造及び販売
30. 宝石の加工、販売及び輸出入
31. 貴金属製品、装身具、寝具、室内装飾品及び家具の企画、製造、販売及び輸出入
32. 飲食店及び結婚式場の経営
33. 絵画及び骨董品の販売
34. 収集用切手の企画、販売及び輸出入
35. 収集用メダル、各種美術工芸記念品・収集品（磁器、クリスタル製品、美術印刷物等）の企画、製造、販売及び輸出入
36. 芸能タレント、音楽家、映画監督、脚本家、演出家、スポーツ選手、文化人等の育成及びマネージメント
37. 海外の芸能タレント、音楽家、映画監督、脚本家、演出家、スポーツ選手、文化人等の招聘
38. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
39. 電気通信設備及びこれに付帯する設備の工事及び保守事業
40. 電気通信事業法に基づく電気通信回線の利用者の募集及び電気通信事業法による通信事業者の代理店業
41. 自然エネルギー等による発電事業及びその管理、運営並びに電気の供給、売買等に関する業務
42. 前各号に関するコンサルティング
43. 前各号の業務を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること
44. 前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、62,845,200株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株主権行使の手続その他株式及び新株予約権に関する取扱いについては、法令又は本定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

(招集時期)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
2. 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して基準日を定めることができる。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときには、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

(取締役の員数)

- 第18条 当会社の取締役は12名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が、書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印又は電子署

名を行う。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、50万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は4名以内とする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の選任の方法)

第33条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集手続)

第35条 監査役会の招集は、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、50万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 執行役員

(執行役員)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を置き、当会社の業務執行を委ねることができる。

2. 執行役員に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めのあるものその他、取締役会において定める執行役員規程による。

## 第8章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第46条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第47条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。  
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第48条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

この定款は、当会社の定款の原本に相違ないことを証明する。

2022年 6 月 22 日

オリコン株式会社  
代表取締役社長 小池 恒